

運転士確保支援補助金公募要領

■ 申請書兼実績報告書の提出期間

令和8年6月1日（月）～ 令和9年2月1日（月）
締切：令和9年2月1日午後5時（必着）

- ※ 原則として、令和8年4月1日（水）以降で令和9年1月29日（金）までに支出が完了している経費が補助対象です。
- ※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」等を公表することがあります。

■ 申請書の提出先

運転士確保支援補助金事務局

- 所在地 : 〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2階
公益社団法人広島県バス協会
- 提出方法
 - ① 郵送申請 : 〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2階
公益社団法人広島県バス協会内
運転士確保支援補助金事務局
受付期限 : **令和9年2月1日（月）必着**
 - ② 持参申請
受付時間 : 9:30～12:00、13:00～17:00
月～金曜日（土日祝および8月14・15・16日、年末年始を除く）

■ 問合せ先

公益社団法人広島県バス協会

- 電話 : 082-261-3238
- E-mail : jinzai@bus-kyo.or.jp
- 受付時間 : 9:30～12:00、13:00～17:00
月～金曜日（土日祝を除く）

《 目 次 》

I 事業概要	1
1 目的	
2 対象事業者	
3 補助対象期間	
4 申請期限	
5 補助金の要件、交付額及び補助率	
6 対象経費	
7 補助金の返還について	
II 申請概要	4
1 申請期間	
2 申請の流れ及び提出書類	
3 提出書類	
III 事業実施	6
1 事業実施等について	
2 補助事業者の義務等	
IV その他の留意事項	6
1 他の補助制度との併用	
2 根拠書類	
3 提出された申請書類等の取扱いについて	
V 申請書類等	7
VI Q & A	14
VII 参考（運転士確保支援補助金交付要綱）	17

I 事業概要

1 目的

運転士[※]不足を一因とした路線の廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、公共交通の担い手を確保し、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保していくため、人材確保に取り組む「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者（以下、「事業者」という。）に対し補助を行う。

※ 運転士は、採用後、県内又は県境をまたぐ路線の運行に従事することが必要です。
貸切バスの運行を兼務する場合は、県内の営業所等で勤務することが必要です。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県内に本社を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であること。
また、以下の②～⑧のすべてを満たすことが必要です。
- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、公益社団法人広島県バス協会（以下「協会」）又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。
- ⑧ 運転士の雇用開始日から3年以上当該運転士の雇用を継続する意思があること。

※ なお、雇用開始日以降3年未満で退職した場合は、補助金の返還を命じることがあります。

3 補助対象期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

※ 原則対象期間内に契約、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 期間内に雇用開始できない場合のうち、令和9年2月28日（日）までに雇用開始することが確実に認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

4 申請期限

令和8年6月1日（月）～ 令和9年2月1日（月）まで

5 補助を受けようとする事業者の要件、交付額及び補助率

○ 補助を受けようとする事業者の要件

次のいずれにも該当するもの

- (1) 県内に本社所在地のある乗合バス事業者が、令和8年4月1日～令和9年2月28日において、新たに運転士を採用すること。
- (2) 協会が主催または共催する催事を通じて、採用を行う乗合バス事業者であること。

○ 交付額上限

協会が主催または共催する催事を通じて、新たに採用した運転士数×30万円

○ 新たに採用した運転士に関する要件

- (1) 県内に本社所在地のあるバス事業者間の転職でないこと
 - (2) 会社計算規則第2条第3項第25号に基づく関係会社間の転職でないこと
- ※ 関係会社 当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。
- ※ 同一のバス事業者から再雇用された乗務員は対象外

○ 補助率

10/10以内

6 対象経費

運転士の採用に資する取組に係る経費

《 事 例 》

- 大型・中型・普通自動車の二種免許の取得に要した費用
 - ・ 教習料、適正検査及び学科試験に要した経費 など
- 採用者の転居に要した費用
 - ・ 引越し料金
 - ・ 採用者への転居手当等の支給 など
- 採用者に対する祝い金等の支払いに要した費用
 - ・ 採用者への採用祝い金等の支給 など
 - ※ 就業規則等において、採用祝い金等の支給をあらかじめ規定している場合に限る。
- 社宅等の借りに要した費用
 - ・ 敷金・礼金など借りに係る初期費用（家賃や共益費は除く）
 - ・ 採用者を受け入れるための社宅等の環境整備に係る費用（畳の張り替え等）
- 就職・転職フェアの出展等に要した費用
 - ・ 出展料（ブース料金等）
 - ※ 広島県バス協会が主催及び共催するものは除く
 - ・ 宣伝・広告費（当該フェア等に関係するものに限る）
 - ・ 交通費・宿泊費（旅費規程等であらかじめ規定している場合に限る） など
- 外国人の採用に要した費用
 - ・ 人材紹介会社へ支払う紹介料 など

※ 登録支援機関に支払う費用等のランニングコストは除く

○ その他、協会が認める費用

○ 補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ② 対象期間後に支出した経費
- ③ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ④ 不動産購入に係る経費
- ⑤ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ⑥ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

○ 消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

7 補助金の返還について

補助金の**交付上限額の算定の基礎とした**運転士（以下、「**当該運転士**」という。）が、雇用開始日以降3年未満で退職した場合、要綱第9条第2号の規定により、期限を定めて補助金の返還を命じることがあります。ただし、**当該運転士の退職について**、協会が補助金の交付を受けた者の責に帰すべき事由でないと認めた場合はこの限りではありません。

※ **当該運転士が退職した場合、速やかに協会に連絡してください。**

協会等は、補助事業終了後に、当該運転士の雇用状況などについて、現地検査を行う場合があります。

[返還額の算定]

当該運転士が退職した場合の補助金の返還額については、雇用期間に応じて以下のとおり定めます。

返還額	区分（返還要件）
全額	①虚偽の申請等をした場合 ②当該運転士が雇用開始日から1年未満で退職した場合
交付額に3分の2を乗じて得た額	当該運転士が雇用開始日から1年以上2年未満で退職した場合
交付額に3分の1を乗じて得た額	当該運転士が雇用開始日から2年以上3年未満で退職した場合

[補助金返還の免除]

(1) 免除の申請

返還要件に該当する原因が、当該運転士の自己都合退職など、補助金の交付を受けた者の責に帰すべき事由でない場合は、返還免除申請書（任意様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、協会に申請書等を提出するものとする。

(2) 免除の要件

協会は、返還要件に該当する原因が、当該運転士の自己都合退職など、補助金の交付を受けた者の責に帰すべき事由でないと認められる場合、広島県の同意を得た上で、補助金の返還を免除する。

II 申請概要

1 申請期間

令和8年6月1日（月）～ 令和9年2月1日（月）

締切：令和9年2月1日（月）午後5時（必着）

※ 令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」等を公表することがあります。

2 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

(1) 申請方法

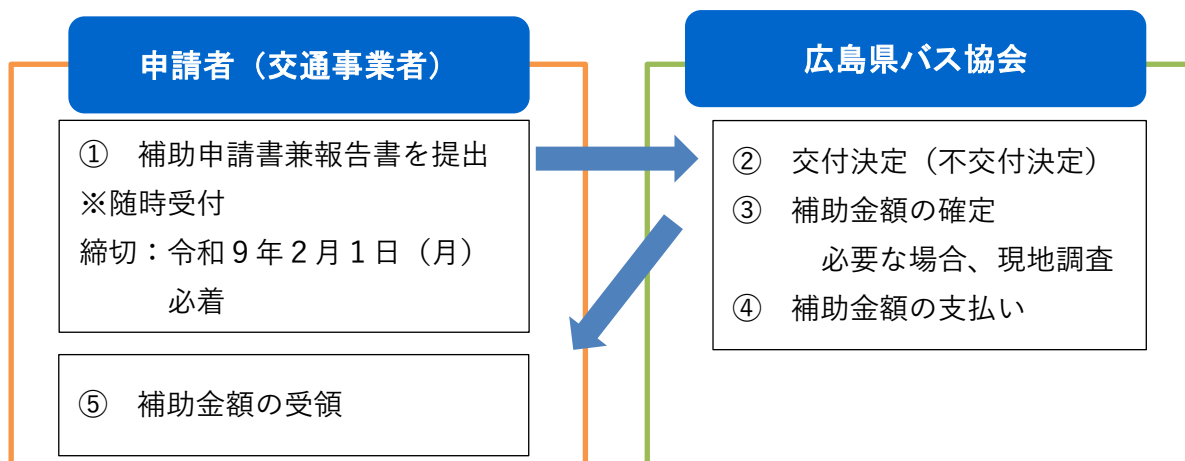
- ① 郵送 提出先：〒732-0056 広島市東区上大須賀町 1-16 交通会館ビル 2階
公益社団法人広島県バス協会内
運転士確保支援補助金事務局宛て

- ② 持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00

月～金曜日（土日祝およびお盆・年末年始を除く）

(2) 申請フロー



3 提出書類

(1) 補助申請兼実績報告時

① 運転士確保支援補助金交付申請書兼補助事業実績報告書	別記様式第1号
② 事業報告及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 誓約書	別記様式第1号 別紙2
④ ・ 輸送実績報告書（R7）の写し ※ 乗合バス事業者であることがわかる頁 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書及び許可書の写し	添付すること
⑤ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書、請求書、領収書、手当の支給がわかる書類等） ※1 1月30日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。 また、補助対象経費がわかるようにすること。 ※5 手当の支給等の場合は、該当する社内規程及び給与明細等で対象となる採用者への支給がわかる書類を添付すること。	添付すること
⑥ 対象となる採用者を雇用していることがわかる書類（写しでも可）	添付すること
⑦ 対象となる採用者が県内に本社所在地のあるバス事業者及び関係会社間の転職していないことがわかる書類（写しでも可） ※ 履歴書、乗務員台帳など	添付すること
⑧ 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）	添付すること

Ⅲ 事業実施

1 事業実施等について

- (1) 対象となる経費は、令和8年4月1日以降、令和9年1月29日までに支出した経費です。
- (2) 交付決定について
 - ① 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ② 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- (3) 補助金の支払いについて
原則、補助事業完了後の実績報告の提出を受け、補助金の額を確定した後支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業の交付条件の変更について
補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に会長の承認を受けなければなりません。
- (2) 検査への対応について
補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

Ⅳ その他の留意事項

1 他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。
なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

[例：〇〇市が実施する支援金（併用可）を活用し、支給を受けている場合]

項目	金額	備考
免許取得に要した費用 ……①	500,000 円	
〇〇市採用支援金 ……②	250,000 円	
当補助金補助対象経費 ……③	250,000 円	①－②＝③
当補助金交付決定額	250,000 円	補助率：10/10

2 根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

3 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。

ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

V 申請書等

申請等していただく場合には、次頁以降の様式を使用します。

1 送付状およびチェック表（申請・実績用）

申請書兼実績報告書を提出していただくときに書類に不備等がないか確認するために使用します。

申請書兼実績報告書と合わせて提出してください。

2 運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告書および誓約書

補助金を申請する場合に、提出していただくことになります。

令和9年2月1日（月）が提出期限です。

なお、令和9年1月29日（金）までに支出が完了している必要があります。

運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告チェックリスト

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

チェック内容	チェック
1. 運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	
① 所在地に記載された住所は、広島県内の本社であるか。	<input type="checkbox"/>
② 広島県内に本社を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であるか。	<input type="checkbox"/>
② 申請書兼実績報告書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
③ 交付申請額は、交付上限額以内で1,000円単位に切り捨ててあるか。 ※ 協会が主催または共催する催事を通じて、新たに採用した運転士数×30万円	<input type="checkbox"/>
2. 事業報告及び経費積算内訳（様式第1号 別紙1）	
① 事業報告は、対象経費であるか。	<input type="checkbox"/>
② 事業報告に記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
③ 積算内訳の金額が請求書等と整合性はあるか。	<input type="checkbox"/>
④ 補助事業に要する経費①×②部分が税抜きになっているか。	<input type="checkbox"/>
⑤ 補助対象となる経費は、上記の10/10かつ1,000円未満切り捨てとなっており、また、上限額以内となっているか。	<input type="checkbox"/>
3. 誓約書	
① 申請書に記入漏れ、印鑑の押印漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
4. その他	
① 添付資料は揃っているか。	<input type="checkbox"/>
○ 一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書（R7）	<input type="checkbox"/>
○ 請求書・納品書・領収書等が揃っており、申請者宛となっているか。 また、1月29日までの支払いとなっているか。	<input type="checkbox"/>
○ 免許証の写し	<input type="checkbox"/>
○ 対象となる採用者を雇用していることがわかる書類	<input type="checkbox"/>
○ 対象となる採用者が県内に本社または営業所所在地のあるバス事業者及び関係会社間の転職していないことがわかる書類（履歴書、乗務員台帳など）	<input type="checkbox"/>
○ 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）	<input type="checkbox"/>

こちらは、協会使用箇所です。

担当	事務局長	専務理事

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康 裕 様

所在地
団体名
代表者名

印

運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告書

運転士確保支援補助金の交付を受けたいので、運転士確保支援補助金交付要綱第 4 条 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 報告書（別記様式第 1 号別紙 1）
- (2) 振込希望口座情報（別記様式第 1 号別紙 2）
- (3) 誓約書（別紙 3）

事業報告及び経費支出内訳

事業名		運転士確保支援事業			
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価①	数量②	単位	補助事業に要する経費 ①×②	補助対象となる経費
合 計					

事業実績書

※ 入社した方の雇用開始日、前職（会社名）、採用後の配属先及び氏名を記載してください。

No.	雇用開始日	前職	採用後の配属先	氏名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康 裕 様

所在地
事業者名
代表者名

振込希望口座情報

(口座振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名	

公益社団法人 広島県バス協会長 様

誓 約 書

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第2条第2項各号のいずれにも該当しています。

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第8条各号に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

印

補助事務 Q&A

補助事務関係

(問1) 補助申請書等への押印(代表社印)は必要ですか。

(答1) 補助申請書等については、押印は必要です。

(問2) 補助申請兼実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

(答2) 原則、期限後申請、報告は受けません。やむを得ない事情がある場合は、事前に事務局に相談してください。

(問3) 補助金の概算払い(事前支払い)が可能ですか。

(答3) 原則、事業終了後の清算払い(実績払い)とさせていただきます。

(問4) 他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。とは、どういうことですか。

(答4) 例えば、免許取得に要した費用が50万円の場合、ほかの補助制度で25万円受領する場合は、当補助金から補助上限額の30万円を申請すると過充当となります。
この場合は、50万円から25万円を引いた残りの25万円が補助対象経費となります。

(問5) 令和9年1月29日までに支払い完了しても雇用開始していない場合は対象にならないのか。

(答5) 原則、対象になりませんが、期間内に雇用開始できない場合のうち、令和9年2月28日(日)までに雇用開始することが確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

(問6) 令和8年4月1日以前に必要な免許を取得するために自動車学校等に通い始めた場合は補助対象になりますか。

(答6) 補助対象にはなりません。令和7年4月1日以降に自動車学校等に通い始めた場合が対象となります。

(問7) 合宿の宿泊料・食料費などは認められますか。

(答7) 通学による教習費用と同額までを補助対象経費とすることができるものとします。宿泊施設や食事等に複数プランがある場合は最も廉価なものを補助対象とします。

(問8) 大型二種免許取得費用を貸与している場合は、対象になりますか。

(答8) 対象になりません。

(問9) 新規採用者の健康診断等の費用は対象になりますか。

(答9) 対象になります。ただし、補助金の対象となる新規採用者に係る費用に限ります。補助金の対象とならない新規採用者や既存の運転士に係る費用は対象になりません。

(問10) 県内の貸切・特定バス専門の事業者から乗合バス事業者への転職は対象になるか。

(答10) 乗合バス事業者、貸切バス事業者関係なく、県内のバス事業者間の転職は対象外です。

(問11) 会社内で事務職員から運転士へ配置転換する場合は対象となるか。

(答11) 対象になりません。新たに採用されることが必要です。

(問12) 定年退職を迎えた自社(グループ会社)や県内のバス事業者の社員を再雇用する場合、補助金の対象となりますか。

(答12) 対象になりません。ただし、県内に本社所在地のないバス事業者からの採用であれば対象となります。

(問13) 乗合タクシーと乗合バス事業を行っている場合、補助申請はどうなりますか。

(答13) 採用した運転士が乗合タクシーに従事する場合は、全て一般社団法人広島県タクシー協会に申請してください。

(問14) 広島県内のタクシー会社からの転職は対象になりますか。

(答14) 乗合、貸切を問わず、バス事業を行っている会社からの転職は対象になりません。

(問15) 協会が主催または共催する催事を通じて、採用を行う乗合バス事業者であること。とありますが、会社としてそこに参加していないと対象になりませんか。

(答15) 会社としてそこに参加していなくても構いません。出来れば、求人用のチラシ等は催事場所に置くようにしてください。

(問16) 令和7年度のバス協会主催の催事に参加し、令和8年度に採用された場合は、算定の対象になりますか。

(答16) 算定の対象になります。ただし、本補助事業が開始されていない令和6年度以前や令和7年度以降であっても、催事等への参加が確認できない場合は対象になりません。

(問17) 仮眠室・休憩室等の改修は対象になりますか。

(答17) 対象外です。

(問18) 求人広告等にかかる広告宣伝費は対象になりますか。

(答18) 対象になります。

対象経費：各メディアへの広告料、採用HPの改修費用等

対象外：自社HPの運用・保守費等のランニングコスト、採用サイトに支払うマッチングの成功報酬等

(問19) 令和8年4月1日以前に発注や支払ったものは補助対象になりますか。

(答19) 補助対象にはなりません。令和7年4月1日以降に発注し、原則令和8年1月30日までに納品・支払されたものが対象となります。

ただし、期間内に雇用開始できない場合のうち、令和8年2月28日(土)までに雇用開始することが確実に認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

(問20) 協会が主催または共催する催事に参加していない外国人は、補助金の交付上限額の算定の基礎とした運転士に該当しますか。

(答20) 該当しません。

協会が主催または共催する催事に参加していることが必須です。

(問21) 下記費用について、どのような場合に対象となりますか。

- 就職・転職フェアの出展等に要した費用
- 外国人の採用に要した費用

(答21) 協会が主催等催事(フェア)で採用された人数×30万円の範囲内で、申請可能です。

例) 運転士A・Bの2名を採用 → 採用数2名×30万円=60万円の補助条件

60万円の範囲内では、A・Bの採用と直接関連が無い費用でも申請できます。

協会が主催等催事(フェア)で採用された人がいない場合は、申請できません。

Ⅶ 参考

運転士確保支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体
公益社団法人 広島県バス協会

(目的)

第1条 この要綱は、運転士不足を一因とした路線の廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、広島県内に本社を置く道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者（以下、「事業者」という。）に対し、公共交通の担い手を確保のための取組を支援することより、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保することを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第2条 広島県内に本社を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であること。(公益社団法人 広島県バス協会(以下、「協会」という。)の会員、非会員を問わない。)

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容(経費)に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度(補助金等)から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。
- (7) 運転士の雇用開始日から3年以上当該運転士の雇用を継続する意思があること。

(補助金交付の対象)

第3条 補助交付の対象となる事業は、運転士確保支援事業であって、その経費は、別表1に掲げるもののうち、協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の要件及び交付額については、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、別記様式第1号による補助金交付申

請書兼実績報告書、その他協会が必要と認める書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- 2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を原資とした採用に係る費用に対する支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問合わせることをとする。

（申請の期限）

第5条 補助金の申請は、令和9年2月1日（月）（必着）までとする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

（交付の決定）

第6条 協会は、第4条の補助金交付申請書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第5号により通知する。

また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式第6号により、通知する。

（交付決定の取り消し等）

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
- (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
- (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

- 2 協会は、前項の取消し又は変更した場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第8条 協会は、交付決定を受けた事業者が、次に掲げる要件に該当する場合は、別記様式第7号により、期限を定めてその返還を命ずる。

- (1) 新規採用した運転士が雇用開始日以降3年未満で退職した場合。但し、協会長が事業者の責に帰すべき事由でないと認めた場合はこの限りでない。

(状況報告)

第9条 協会は、必要と認めるときは、事業者に対し、補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 事業の実績報告については、第4条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 協会は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

(交付の方法等)

第12条 協会は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿（申請書類等一式）を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第14条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に關係する事業者の施設に立ち入り、關係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(財産の管理)

第15条 事業者は、補助事業により取得した1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、別記様式第2号の財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(処分制限)

第16条 事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して、1年を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

- 2 事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第3号による財産処分承認申請書1部を協会に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第4号による財産処分報告書1部を協会に提出しなければならない。
- 4 前項の財産の処分により、事業者に収入があるときは、協会は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第17条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	<p>運転士の採用に資する取組に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型・中型自動車の二種免許、普通自動車免許の取得に要した費用 ・ 採用者の転居に要した費用 ・ 採用者に対する祝い金等の支払いに要した費用 ・ 社宅等の借りに要した費用 ・ 就職・転職フェア等の出展に要した費用 ・ その他、協会が認める費用
--------	--

別表 2

区 分	内 容
補助を受けようとする事業者に関する要件	県内に本社所在地のある乗合バス事業者が、令和8年4月1日～令和9年2月28日において、新たに運転士を採用すること
	公益社団法人広島県バス協会が主催または共催する催事を通じて、採用を行う乗合バス事業者であること
交付額	公益社団法人広島県バス協会が主催または共催する催事を通じて、新たに採用した運転士数に30万円を乗じた額を上限とする
新たに採用した運転士に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本社所在地のあるバス事業者間の転職でないこと ・ 会社計算規則第2条第3項第25号に基づく関係会社間の転職でないこと <p>※同一のバス事業者から再雇用された乗務員は対象外</p>
補助率	10/10 以内

別記様式第 1 号

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康 裕 様

所在地
団体名
代表者名

印

運転士確保支援補助金交付申請書兼実績報告書

運転士確保支援補助金の交付を受けたいので、運転士確保支援補助金交付要綱第 4 条 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 報告書（別記様式第 1 号別紙 1）
- (2) 振込希望口座情報（別記様式第 1 号別紙 2）
- (3) 誓約書（別紙 3）

事業報告及び経費支出内訳

事業名		運転士確保支援事業			
【実績報告】					
1 実施内容					
2 事業効果					
【支出内訳】					
経費区分	単価 ①	数量 ②	単位	補助事業に要する 経費 ①×②	補助対象となる 経費
合 計					

事 業 実 績 書

※入社した方の雇用開始日、前職(会社名)、採用後の配属先及び氏名を記載してください。

No.	雇用開始日	前職	採用後の配属先	氏名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康裕 様

所在地
事業者名
代表者名

振込希望口座情報

(口座振込先)

金融機関名	
支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名	

公益社団法人 広島県バス協会長 様

誓 約 書

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第2条第2項各号のいずれにも該当しています。

- 公益社団法人広島県バス協会が定める「運転士確保支援補助金交付要綱」第8条各号に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

印

別記様式第2号

財 産 等 管 理 台 帳

財産名	規格	取得価格	補助額	取得年月日	耐用年数	財産処分の状況			備考
						処分方法	処分年月日	処分結果 の状況	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康裕 様

所在地
団体名
代表者名

財産処分承認申請書

運転士確保支援補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、運転士確保支援補助金交付要綱第16条第2項の規定により申請します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 予 定 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 見 込 額	
処 分 理 由	
備 考	

令和 年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康裕 様

所在地
団体名
代表者名

財 産 処 分 報 告 書

令和 年 月 日付け広バス協第 号により処分の承認を受けた財産を、次のとおり処分しましたので、運転士確保支援補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により報告します。

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処 分 年 月 日	
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	
処 分 理 由	
備 考	

広バス協第 号
令和 年 月 日

交付決定兼額の確定通知書

(申請者)

様

公益社団法人 広島県バス協会
会長 仮井 康 裕

令和 年 月 日付で交付申請のありました、運転士確保支援補助金について、下記のとおり交付することに決定するとともに、額を確定します。

記

1 事業名	運転士確保支援事業
2 事業の内容	交付申請書の記載のとおり
3 交付決定額	合計 円

広バス協第 号
令和 年 月 日

不 交 付 決 定 通 知 書

(申 請 者)

様

公益社団法人 広島県バス協会
会 長 仮 井 康 裕

令和 年 月 日付で交付申請のありました、運転士確保支援補助金について、不交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名	運転士確保支援事業
2 不交付の理由	

様式第7号（第8条関係）

広バス協第 号

（ 住 所 ）

（ 法 人 名 ）

運転士確保支援補助金返還通知書

年 月 日付け広バス協第 号で交付決定したこの補助事業について、
運転士確保補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり期限までに返還してください。

年 月 日

公益社団法人 広島県バス協会
会 長 仮 井 康 裕

- | | | | |
|---|------------|------------|---|
| 1 | 補助金の名称 | 運転士確保支援補助金 | |
| 2 | 補助金交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還期限 | 年 月 日 | |
| 5 | 返還理由 | | |